

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第26号

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町税条例施行規則（昭和49年聖籠町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第4銀行」を「第四銀行」に改める。

第10条表中「第5号様式の2」の次に「、第5号様式の3」を加える。

第11条第1項表中

「

法第15条第1項及び第2項	徴収猶予申請書 第18号様式（その1）
法第15条第4項	徴収猶予期間延長申請書 第18号様式（その2）
法第15条の2第6項	徴収猶予（期間延長）申請に係る訂正等要求通知書 第18号様式（その3）

」

を

「

法第15条の2第1項及び第2項	徴収猶予申請書 第18号様式（その1）
法第15条の2第3項	徴収猶予期間延長申請書 第18号様式（その2）
法第15条の2第7項	徴収猶予（期間延長）申請に係る訂正等要求通知書 第18号様式（その3）

」

に改め、

「

法第15条の6第3項	換価の猶予期間延長申請書 第24号様式（その2）
------------	--------------------------

」

を

「

法第15条の6の2第2項	換価の猶予期間延長申請書 第24号様式(その2)
--------------	--------------------------

に改め

法第15条の5第1項及び法第15条の6第1項	換価の猶予通知書 第25号様式(その1)
法第15条の5の2第3項及び法第15条の6の2第3項	換価の猶予期間延長通知書 第25号様式(その2)

を

法第15条の5の2第3項及び法第15条の6の2第3項	換価の猶予通知書 第25号様式(その1)
	換価の猶予期間延長通知書 第25号様式(その2)

に改め、

法第16条の3第7項又は第8項	担保の解除通知書(第34号様式)
-----------------	------------------

を

法第16条の3第8項又は第9項並びに第16条の4第4項又は第5項	担保の解除通知書(第34号様式)
----------------------------------	------------------

に改め

法第20条の10	納税証明請求書 第48号様式(その1からその3)
----------	--------------------------

を

「

法第20条の10	税務証明交付申請書 第48号様式
----------	------------------

」

に改め、同条第2項中「令第6条の8第3項」を「令第6条の8第4項」に改める。

第12条第1項中「法第321条の11第3項」を「法第321条の11第4項」に改め、「法第496条第4項、」及び「若しくは第564条第4項」を削り、同項表中

「

(／電気／ガス／鉱産／) 税更正 (決定) 通知書 第53号様式

」

を

「

(鉱産) 税更正 (決定) 通知書 第53号様式

」

に改め、同条第2項中「法第321条の11第3項」を「法第321条の11第4項」に改める。

第15条中「及び第79条第2項」を「、第78条第2項及び第126条の3第2項」に改める。

第16条町民税・県民税の表中

「

条例第25条の2	町民税・県民税申告書 第59号様式
----------	-------------------

」

を

「

	削除 第59号様式
--	-----------

」

に改め、同条固定資産税の表中

「

条例附則第9条の3	新築住宅
-----------	------

	新築中高層対価建築住宅に係る固定遺産減額規定の適用申告書 第65号様式
--	-------------------------------------

」

を

「

条例附則第9条の3	新築住宅 新築中高層対価建築住宅に係る固定遺産減額規定の適用申告書 第65号様式 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額規定の適用申告書 第65号様式の2 施設建築物の一部に該当する家屋に係る固定資産税減額規定の適用申告書 第65号様式の3
-----------	--

」

に改め、同条軽自動車税の表中

「

条例第76条第1項	軽自動車税申告書 第75号様式(その1、その2)
-----------	--------------------------

」

を

「

	削除 第75号様式
--	-----------

」

に改め、「条例第78条」を「条例第79条第2項」に改め、同条電気税(ガス税)の表中

「

電気税(ガス税)

根拠規定	文書の様式
条例第90条第3項	電気税(ガス税)納入申告書 第81号様式
条例第95条	電気税(ガス税)納税通知書 第82号様式
条例第96条	自家発電施設届 第83号様式
条例第97条	電気税(ガス税)申告書 第84号様式
条例第100条	電気税(ガス税)非課税区分明細書 第85号様式
条例第100条の2	電気税(ガス税)税率区分明細書 第86号様式

」

を

「

電気税（ガス税）

根拠規定	文書の様式
	削除 第 8 1 号様式
	削除 第 8 2 号様式
	削除 第 8 3 号様式
	削除 第 8 4 号様式
	削除 第 8 5 号様式
	削除 第 8 6 号様式

」

に改め、同条鉱産税の表中「条例第 1 0 2 条の 2」を「条例 9 3 条の 2」に、「条例第 1 0 3 条」を「条例 9 4 条」に改める。

第 5 号様式の 2 の次に次の様式を加える。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">市町村コード</td> <td>153079</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">法人町民税領収証書</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">新潟県</td> <td>聖籠町</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">加入者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(所在地及び法人名)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">年度</td> <td style="font-size: small;">処理事項</td> <td style="font-size: small;">管理番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: small;">事業年度</td> <td style="font-size: small;">申告区分</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">法人税割額</td> <td style="font-size: small;">01</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">均等割額</td> <td style="font-size: small;">02</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">延滞金</td> <td style="font-size: small;">03</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">督促手数料</td> <td style="font-size: small;">04</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">合計額</td> <td style="font-size: small;">05</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">納期限</td> <td>平成 年 月 日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記のとおり領収しました。 (納税者保管)</td> </tr> </table>	市町村コード	153079	法人町民税領収証書	新潟県	聖籠町	加入者		(所在地及び法人名)			年度	処理事項	管理番号	事業年度		申告区分	法人税割額	01		均等割額	02		延滞金	03		督促手数料	04		合計額	05		納期限	平成 年 月 日	領収日付印	上記のとおり領収しました。 (納税者保管)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">市町村コード</td> <td>153079</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">法人町民税納付書</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">新潟県</td> <td>聖籠町</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(所在地及び法人名)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">年度</td> <td style="font-size: small;">処理事項</td> <td style="font-size: small;">管理番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: small;">事業年度</td> <td style="font-size: small;">申告区分</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">法人税割額</td> <td style="font-size: small;">01</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">均等割額</td> <td style="font-size: small;">02</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">延滞金</td> <td style="font-size: small;">03</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">督促手数料</td> <td style="font-size: small;">04</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">合計額</td> <td style="font-size: small;">05</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">納期限</td> <td>平成 年 月 日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記のとおり納付します。(金融機関保管)</td> </tr> </table>	市町村コード	153079	法人町民税納付書	新潟県	聖籠町	口座番号		(所在地及び法人名)			年度	処理事項	管理番号	事業年度		申告区分	法人税割額	01		均等割額	02		延滞金	03		督促手数料	04		合計額	05		納期限	平成 年 月 日	領収日付印	上記のとおり納付します。(金融機関保管)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">市町村コード</td> <td>153079</td> <td style="font-size: small;">一般会計</td> <td>013</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">法人町民税領収済通知書</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">新潟県</td> <td>聖籠町</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">口座番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(所在地及び法人名)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">年度</td> <td style="font-size: small;">処理事項</td> <td style="font-size: small;">管理番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: small;">事業年度</td> <td style="font-size: small;">申告区分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">法人税割額</td> <td style="font-size: small;">01</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">均等割額</td> <td style="font-size: small;">02</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">延滞金</td> <td style="font-size: small;">03</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">督促手数料</td> <td style="font-size: small;">04</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">合計額</td> <td style="font-size: small;">05</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">納期限</td> <td>平成 年 月 日</td> <td colspan="3" rowspan="2" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記のとおり通知します。(町保管)</td> </tr> </table>	市町村コード	153079	一般会計	013	法人町民税領収済通知書	新潟県	聖籠町			口座番号				(所在地及び法人名)					年度	処理事項	管理番号			事業年度		申告区分			法人税割額	01				均等割額	02				延滞金	03				督促手数料	04				合計額	05				納期限	平成 年 月 日	領収日付印			上記のとおり通知します。(町保管)	
市町村コード	153079	法人町民税領収証書																																																																																																																																				
新潟県	聖籠町																																																																																																																																					
加入者																																																																																																																																						
(所在地及び法人名)																																																																																																																																						
年度	処理事項	管理番号																																																																																																																																				
事業年度		申告区分																																																																																																																																				
法人税割額	01																																																																																																																																					
均等割額	02																																																																																																																																					
延滞金	03																																																																																																																																					
督促手数料	04																																																																																																																																					
合計額	05																																																																																																																																					
納期限	平成 年 月 日	領収日付印																																																																																																																																				
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)																																																																																																																																						
市町村コード	153079	法人町民税納付書																																																																																																																																				
新潟県	聖籠町																																																																																																																																					
口座番号																																																																																																																																						
(所在地及び法人名)																																																																																																																																						
年度	処理事項	管理番号																																																																																																																																				
事業年度		申告区分																																																																																																																																				
法人税割額	01																																																																																																																																					
均等割額	02																																																																																																																																					
延滞金	03																																																																																																																																					
督促手数料	04																																																																																																																																					
合計額	05																																																																																																																																					
納期限	平成 年 月 日	領収日付印																																																																																																																																				
上記のとおり納付します。(金融機関保管)																																																																																																																																						
市町村コード	153079	一般会計	013	法人町民税領収済通知書																																																																																																																																		
新潟県	聖籠町																																																																																																																																					
口座番号																																																																																																																																						
(所在地及び法人名)																																																																																																																																						
年度	処理事項	管理番号																																																																																																																																				
事業年度		申告区分																																																																																																																																				
法人税割額	01																																																																																																																																					
均等割額	02																																																																																																																																					
延滞金	03																																																																																																																																					
督促手数料	04																																																																																																																																					
合計額	05																																																																																																																																					
納期限	平成 年 月 日	領収日付印																																																																																																																																				
上記のとおり通知します。(町保管)																																																																																																																																						

第9号様式及び第10号様式中

「

記

- 1 「延滞金額」は、起算日から納付（納入）の日までの日数に応じ税額（1，000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2，000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する月までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセント割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額です。
- 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債券及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用で上記（ ）内の金額は、この文書作成の

日までのものです。

」を

「

記

- 1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額 または全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合とし、7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、7.3%の割合）とします）を乗じて計算した金額です。この場合における年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 2 地方税法第15条の9の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞金については、同法附則第3条の2第3項により計算した額です。
- 3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債券及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記（ ）内の金額は、この通知書作成の日までのものです。

」

に改める。

第13号様式、第14号様式、第16号様式、第28号様式、第37号様式、第38号様式その1及び第38号様式その2中

「

記

- 1 「延滞金額」は、起算日から納付（入）の日までの日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する月までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセント割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額です。
- 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差押さえた有価証券、債券及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用で上記（ ）内の金額は、この文書作成の日までのものです。

」を

「

記

- 1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額 または全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が7.3%の割合に満たない場合に

は、その年中においては、7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合とし、7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、7.3%の割合）とします）を乗じて計算した金額です。この場合における年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債券及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記（ ）内の金額は、この通知書作成の日までのものです。

」

に改める。

第18号様式その1中

「

地方税法第15条 第1項
第2項 の規定により

」を

「地方税法第15条の2第 項の規定により」に改める。

第18号様式その2中「地方税法第15条第4項」を「地方税法第15条の2第3項」に改める。

第18号様式その3中「地方税法第15条の2第6項」を「地方税法第15条の2第7項」に改める。

第24号様式その2中「地方税法第15条の6第3項において準用する同法第15条第4項」を「地方税法第15条の6の2第2項」に改める。

第24号様式その3中「準用する同法第15条の2第6項」を「準用する同

法第15条の2第7項」に改める。

第25号様式その1中

「
地方税法 第15条の5第1項 の規定により
第15条の6第1項 」を

「
地方税法 第15条の5の2第3項 において準用す
第15条の6の2第3項
る同法第15条の2の2第1項の規定により
」

に改める。

第44号様式中

「

税	目
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	
町県・固定・軽自・保険	

」を

「

税	目

」

に改める。

第48号様式その1を次のように改め、同様式を第48号様式とする。

第48号様式

税務証明交付申請書

(あて先) 聖籠町長

申請日: 平成 年 月 日

1 窓口に来られた人(申請人)

◎ 運転免許証等の身分証明書のご提示をお願いします。

現住所	聖籠町大字
ふりがな	
氏名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
電話番号	() - ()

2 だれの証明書が必要ですか

窓口に来られた方本人(申請人本人)
⇒ 下記の記入の必要はありません。「3 必要な証明について」に進んでください。

窓口に来られた方以外(申請人本人以外) ⇒ 下記の記入をお願いします。

申請人との関係	<input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 被相続人(亡くなられた人) <input type="checkbox"/> その他(委任状が必要になります。)
住所	聖籠町大字
ふりがな	
氏名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
法人の場合	所在地 () 法人名(代表名) () 法人の代表印を押印するか、代表印を押印した委任状が必要です。 代表印

3 必要な証明について

◎ ご不明な場合は職員にお尋ねください。

所得関係	① 所得課税証明	年度課税()	年分所得
	<input type="checkbox"/> 省略のないもの	通	(1通 200円)
納税関係	② 納税証明	年度分	
	<input type="checkbox"/> 全税目	通	(1通 200円)
固定資産関係	③ 完納証明	通	(1通 200円)
	④ 名寄せ写し	通	(1通 200円)
税関関係	⑤ 評価額証明(裏面の記入をお願いします。)	通	(1通 200円)
	⑥ 資産証明	通	(1通 200円)
法人関係	⑦ 課税証明	通	(1通 200円)
	⑧ 公課証明	通	(1通 200円)
その他	⑨ 登記証明	通	(1通 200円)
	⑩ 住宅用家屋証明	通	(1通 1000円)
その他	⑪ 営業(所在地)証明	通	(1通 200円)
	⑫ 土地地籍図(大字ごとに200円)	地区	(1地区 200円)
その他	⑬ 土地台帳(大字ごとに200円)	地区	(1地区 200円)
	⑭ (軽自動車)機械所有証明	通	(1通 200円)
その他	⑮ その他の証明	通	(1通 200円)
	⑯ コピー(A2)	枚	(1枚 100円)
その他	⑰ コピー(A3以下)	枚	(1枚 10円)

【職員記入欄】

本人確認欄	添付書類確認欄	証明書発行No.	合計金額
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 委任状		
<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> その他()	()		円

※ 亡くなられた方の証明は、法定相続人の請求以外に発行することはできません。申請人本人の身分証明書のほか、次に次の2点が確認できる書類が必要になります。
① 亡くなられた方の死亡年月日の確認できる戸籍(除籍)謄本または抄本 ② 亡くなられた方との続柄を確認できる戸籍謄本または抄本

第48号様式

裏面 ※ 評価額証明は土地・家屋それぞれ5筆(件)まで200円、それ以上は1筆増すごとに20円増しになります。
土地と家屋は1枚で証明されますが、それぞれ1証明となり200円ずつがかかります。
下記に証明を発行したい土地・家屋の所在地を記入してください。

土地の所在地	所在住所	地目	地積
① 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²
② 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²
③ 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²
④ 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²
⑤ 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²
⑥ 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²
⑦ 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²
⑧ 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²
⑨ 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²
⑩ 聖籠町大字		田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他()	m ²

家屋の所在地	所在住所	所在住所
① 聖籠町大字		⑥ 聖籠町大字
② 聖籠町大字		⑦ 聖籠町大字
③ 聖籠町大字		⑧ 聖籠町大字
④ 聖籠町大字		⑨ 聖籠町大字
⑤ 聖籠町大字		⑩ 聖籠町大字

第48号様式その2及び第48号様式その3を削る。

第51号様式を次のように改める。

第51号様式

第 号
裁 決 書
審査請求人 住(居)所 氏 名 (名 称)
参 加 人 住 所 氏 名
年 月 日付けの審査請求について次のとおり裁決する。
主 文
理 由
年 月 日
聖籠町長 氏 名
印

注 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

第52号様式中「上記金額のほか、申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの期間（法人税に係る延滞税の額の計算の基礎となる期間から控除された期間を除く。）に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に4パーセント割合を加算した割合）の割合で計算した延滞金を加算して納付して下さい。」を「上記の不足税額に延滞金を加算して納めてください。減額による還付の場合は、後日還付通知書を送付します。」に改める。

第53号様式中「上記金額のほか、申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に4パーセント割合を加算した割合）の割合で計算した延滞金を加算して納付して下さい。」を「上記の不足税額に延滞金を加算して納めてください。減額による還付の場合は、後日還付通知書を送付します。」に改める。

第56号様式の5中「第14条第3項」を「第14条第5項」に改める。

第59号様式を次のように改める。

第59号様式 削除

第61号様式の2その1（裏面）を削り、第61号様式の2その2を次のように改める。

第61号様式02 その2

年度 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分		12月分			
7月分		1月分			
8月分		2月分			
9月分		3月分			
10月分		4月分			
11月分		5月分			
〔備考〕					

地方税法第41条及び第42条の6第1項の規定によって、平成 年度給与所得等に係る町民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定・変更したものと通知します。また、この通知書の記載事項に不届が存する場合は、この通知書の発行の日付日から起算して、遅くとも1箇月以内に所長に申し出て書面請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを請求する場合は、前記の通知書の発行の日付から起算して遅くとも1箇月以内に所長に申し出て町長の代表者となります。連絡することができます。なお、給与の支払の滞り又は、給与の事務連絡の滞り等によって遅延が生じることがないこととされていますが、書面請求をして1箇月の滞りを経過しても届かないとき、又は、給与の滞り又は事務連絡の滞り等によって遅延が生じることがないことを正当な理由があるときは、決定を疑いでも6月の取消しの請求をすることができます。

年 月 日 町長

指定 番号	町名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所	氏 名	雇 入 番 号	6月分	11月分	3月分			
			7月分	12月分	4月分			
			8月分	1月分	5月分			
			9月分	1月分				
			変更月	月				

納入場所
 登録町指定金融機関
 登録町収納代理金融機関
 登録町役場

特別徴収 義務者	氏名又は名称	雇入番号又は法人番号
-------------	--------	------------

- 第61号様式の4その3中「（大きさは、葉書大とする。）」を削る。
- 第64号様式その2を削る。
- 第64号様式その3を削る。

第65号様式中「65号様式」を「第65号様式の1」に改め、同様式を第65号様式の1とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第65号様式の2(第16条関係)



認定長期優良住宅に係る固定資産税減額規定の適用申告書

年 月 日

(あて先)聖籠町長

住所 _____
 申告者 氏名 _____ ㊟
 (納税義務者) (名称)
 電話 _____

町税条例附則第9条の3第2項の規定により、下記のとおり申告します。

所 在		家屋番号	
構 造	木造 ・ 非木造 ()		階建
種 類 (用 途)	住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅	種 類	・ 一戸建て ・ マンション
延 床 面 積	㎡ (坪)	人の居住の用に供 する部分の床面積	㎡ (坪)
新 築 年 月 日 (登 記 年 月 日)	平成 年 月 日	新 築	
居 住 の 用 に 供 し た 年 月 日	平成 年 月 日		
期日までに申告 書を提出できな かった理由			

※添付書類…認定を受けて建てられたことを証する書類
 (地方公共団体が発行した通知書の写し)

第65号様式の3(第16条関係)

受付印

施設建築物の一部に該当する家屋に係る固定資産税減額規定の適用申告書

年 月 日

聖龍町長 様

申告者 住(居)所
(所在地)
氏名(名称)

聖龍町税条例附則第9条の3第3項の規定により下記のとおり申告します。

施設建築物の名称		施設建築物の所在地			家屋番号	
種 別 (用途)	構 造 床面積	建 築 年月日	登 記 年月日	年 月 日	居住の用に供し た年月日	年 月 日
区 分	居住・非住の別	権利床面積等の状況		権利床面積の区分		面積 m ²
住宅で法附則第15条の8第3項に規定する住宅である家屋	従前が居住する権利の区分	その全部が従前の権利に対応する居住用専有部分である場合		居住用専有部分の床面積		
		その一部が従前の権利に対応する居住用専有部分である場合		従前の権利に対応する居住部分の床面積		
	従前が居住しない権利の区分	その全部が従前の権利に対応する非居住用専有部分である場合		非居住用専有部分の床面積		
		その一部が従前の権利に対応する非居住用専有部分である場合		従前の権利に対応する非居住部分の床面積		
住宅で法附則第15条の8第3項に規定する住宅以外の家屋	従前の権利の区分	その全部が従前の権利に対応する専有部分である場合		専有部分の床面積		
		その一部が従前の権利に対応する専有部分である場合		従前の権利に対応する部分の床面積		

第75号様式その1及び第75号様式その2を次のように改める。

第75号様式 削除

第81号様式から第86号様式までを次のように改める。

第81号様式 削除

第82号様式 削除

第83号様式 削除

第84号様式 削除

第85号様式 削除

第86号様式 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第61号の2その2を改める規定については、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の聖籠町税条例施行規則の規定によってなされた手続又は提出中の書類は、それぞれ改正後の聖籠町税条例施行規則の規定によってなした手続又は書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の聖籠町税条例施行規則に規定する用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。